商品概要説明書

令和６年度秋期・年末　定期貯金キャンペーン（個人ＩＢ）

スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和６年10月１日現在）

商 品 名	・令和６年度秋期・年末　金利上乗せ定期貯金（個人ＩＢ）
ご利用いただける方	・個人で、総合口座または定期貯金口座を保有し、個人ＪＡネットバンク・ＪＡバンクアプリ プラスを利用している方。
期　間	・定型方式 １年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後はスーパー定期貯金＜単利型＞1年ものとしてお預かりします。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入（新規預入に限ります。） ・20万円以上500万円以下 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時のスーパー定期貯金１年ものの店頭表示金利に年0.02%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ※自動継続後は、原則として自動継続時のスーパー定期貯金１年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は、年 0.02%の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適当される貯金口座の残高・入出金明細等をご利用いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満　　解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満　　約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融事業部（電話：０２５９－２７－５１８７）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融事業部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお

	申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・取扱期間は令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 12 月 30 日（土）とさせていただきます。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ佐渡